

## 再審・えん罪事件全国連絡会第29回総会決定

2020年12月12日

平和と労働センター3階会議室とZOOMでリモート開催

### 一 はじめに

昨年の総会は、湖東記念病院人工呼吸器事件（以後、湖東事件）の再審無罪と日野町事件の再審開始決定の確定をめざして、12月1日、2日の両日にわたって滋賀県大津市で開催しました。総会では、「再審をめぐる情勢と課題」と題して、齋藤司・龍谷大学教授が記念講演をおこない、大崎事件の第三次再審請求を棄却した最高裁第一小法廷の決定を跳ね返し、再審・えん罪事件支援の運動の飛躍を誓い合いました。



湖東記念病院事件で西山さんに再審無罪

昨年の総会以降、熊本・松橋（まつばせ）事件の再審無罪に続き、今年3月には大津地裁で湖東事件の再審無罪判決を勝ちとるなど、大きな成果を得ることができました。

また、三重・名張毒ぶどう酒事件では、裁判長の交代後、証拠開示がすすみ弁護団が新たな鑑定意見書を提出するなど前進しています。

一方、今年3月、栃木・今市事件について最高裁第二小法廷は、犯行の日時、場所を大幅に広げた東京高裁判決を追認し、公正な裁判を受ける権利を侵害して上告を棄却しました。この不当判決・決定には元裁判官や刑事法学者をはじめ、マスコミからも批判の声が上っています。さらに、宮城・北陵クリニック筋弛緩剤冤罪事件（最高裁第三小法廷）、東京・小石川事件（東京地裁）、兵庫・姫路花田郵便局事件（神戸地裁）で不当にも再審請求が棄却されました。このように、再審・冤罪事件のたたかいは厳しいせめぎ合いが続いています。

こうしたなか、地方自治体で再審法改正を求める意見書を採択させる運動が広がっています。再審・えん罪事件全国連絡会（以後、連絡会）としても冤罪をなくす再審法改正の実現にむけて奮闘し、静岡・袴田事件、日野町事件などの再審事件をはじめ、支援事件の勝利をめざします。

また、連絡会は、国民救援会とともに刑事拘禁施設における収監者の処遇改善につい

て、4月27日に法務大臣と矯正局長に対して、新型コロナウイルス感染拡大の下での被告人、受刑者等の生命と健康の確保及び基本的権利の保障（とりわけ家族、支援者の面会制限の是正処置）を求める緊急要請をおこないました。

本総会は、激動の再審・冤罪事件をめぐる情勢について論議を深め、各事件の支援運動を強化し無罪判決、再審開始決定を勝ちとるため、また再審法改正をめざすたたかいをさらに前進させるために、この間の運動を総括し、新たな方針と役員体制を確立します。

本総会は、各事件の交流と親睦も兼ねて、これまで1泊2日で開催してきました。しかし、今年はコロナ禍の影響をうけて、半日開催でリモート併用による総会となります。ご協力をよろしくお願いします。

## 二 この一年間の再審・冤罪事件をめぐる裁判の特徴と課題

### 1、白鳥決定に反する最高裁大崎事件不当決定！

昨年の総会決定では、最高裁第一小法廷が検察官の特別抗告には理由がないとしながら、再審開始を認めた福岡高裁宮崎支部及び鹿児島地裁の決定を職権で取り消したことについて、厳しく批判しました。最高裁決定は、「無辜の救済」という再審の理念を根幹から踏みにじり、「疑わしきは被告人の利益に」の鉄則が再審にも適用されるとした白鳥・財田川決定に反するものです。同時に、最高裁がこれだけの異例な決定をおこない、相次ぐ再審開始の流れを食い止めようとする動きを軽視せず、広く市民に訴えてたかいを強化することを強調しました。

再審開始をめぐる厳しいせめぎ合いが続く中で、松橋事件に続いて湖東事件で再審無罪判決を勝ちとったことは、他の冤罪事件のたたかいに大きな力となりました。引き続き、袴田事件で最高裁での再審開始決定、日野町事件の再審開始決定を確定させることが当面の重要な課題となっています。

### 2、湖東事件で無罪判決の裁判長、自白偏重裁判に警鐘を鳴らす

湖東事件の天津地裁無罪判決は、事件性を否定し、自白についての信用性にとどまらず任意性も認めなかったことは画期的な成果です。さらに、大西直樹裁判長は判決後の「説諭」で、「湖東事件を教訓にして、刑事司法の改善につなげることが大切だ」と述べ、冤罪を生んだ刑事司法制度の課題にまで踏み込んで問題提起しました。



冤罪仲間や支援運動にも言及した大西説諭

連絡会は、判決に先立ち、昨年の総会後に天津地裁に対して、自白偏重の違法な取調べや証拠隠しを断罪する判決を出すよう、総会決議をもって要請行動をおこなっていま

した。無罪判決を受けてからは、国民救援会とともに検察、滋賀県警に対して自白偏重の違法な捜査と証拠隠しについて謝罪を求める要請をおこなってきました。

これらのたたかひの教訓を生かして、自白偏重の捜査・裁判を抜本的に改善するためにも取り調べの全面可視化と弁護人の立ち合い権の保障を求める運動に取り組みます。

### 3、検察の立証責任を不問にする訴因変更

この間、今市事件や長野・あずみの里「業務上過失致死」事件で、訴因変更によって罪となるべき事実の範囲を広げて有罪判決を出す事例が相次ぎました。

今市事件の控訴審で東京高裁は、「自白」の核心部分である犯行日時、場所、犯行態様については信用できないと一審判決を破棄したものの、

母親に宛てた手紙の内容が勝又さんが犯人でなければ説明がつかないとして、ふたたび無期懲役の有罪判決を言い渡しました。そして、

今年3月、最高裁第二小法廷は上告を棄却し、勝又さんの無期懲役が確定しました。このような、被告人・弁護人の防御権や公正で迅速な裁判を受ける権利を侵害している実態を明らかにして、検察官に追随する裁判所の訴訟指揮を厳しく批判し、裁判所が検察官の訴因変更を安易に認めさせないたたかひが必要です。



勝又さんの上告棄却を受けた弁護団の会見

### 4、コロナ禍を理由にした傍聴制限や身柄拘束の長期化

コロナ対策を理由に、公判や判決の期日指定が延期され、刑事裁判においては身柄拘束の長期化などが、労働裁判では労働者の人権救済の遅れなどが問題となっています。また、裁判傍聴についても大幅に傍聴者の制限が行われています。

連絡会は、憲法が保障する迅速で公正な裁判の実現を求めるとともに、裁判の傍聴希望者については別の法廷や会議室などにモニターを入れて、傍聴の機会を設けるなどの代替措置をとって裁判の公開原則を保障することを求めます。

## 三 今後のたたかひについて

湖東事件の再審判決では、判決言い渡し後に大西直樹裁判長が「説諭」で支援運動の大切さに触れ、大きな感動を呼びました。私たちは事件の当事者・家族に寄り添い、事実と道理にもとづく公正な裁判を実現するこれまでの支援活動に確信を持ち、無実の人々を救う運動をいっそう強化します。

## 1、再審・冤罪事件の「せめぎ合い」を乗り越える

この間の不当判決・決定に共通することは、裁判所が検察の不当な訴訟態度や主張を容認し、「自白」の偏重、客観的事実にもとづかない勝手な「推論」で事実認定をしていることです。

再審においては、「疑わしいときは被告人の利益に」の刑事裁判の鉄則に反して再審請求人・弁護側に無罪立証を求めていること、そして、証拠開示をはじめ真実の究明に極めて消極的なことです。

こうした検察、裁判所に抗して再審・無罪判決を勝ちとるために次の運動を強化します。

## 2、事実と道理にもとづく裁判闘争の強化

大崎事件の弁護団は、第三次の最高裁不当決定を厳しく批判するとともに、今年3月に第四次再審請求を鹿児島地裁に申し立てました。申し立て後は、裁判所に対して積極的に三者協議を申し入れ、10月には事件現場での三者協議を開催し、事実上の現場検証を実現しました。さらに、来年1月には弁護団が提出した関係者の供述についての心理学的鑑定意見書に関して、鑑定人尋問が行われます。



第4次再審を申し立てた大崎事件

大崎事件のたたかいを学び、事件の原点に立ち返って、捜査、裁判記録や判決などを検証して、弁護団とともに徹底して事件の真相究明に努力し、裁判所に証拠の採用と事実調べを実現させます。

## 3、証拠開示を勝ちとる

松橋事件、湖東事件で再審開始・無罪判決を勝ちとるうえで、検察が隠し持っていた証拠を開示させたことが大きな力となっています。事実認定は証拠にもとづくという刑事裁判の原則からしても、証拠開示を勝ちとることはすべての事件に共通する課題です。憲法にもとづく公正な裁判の実現を求める運動により、市民の共感と支持を広げます。

11月28日、「証拠開示のデジタル化を実現する会」(共同代表：後藤貞人弁護士、高野隆弁護士)が河野太郎・内閣府特命担当大臣(規制改革)、上川陽子・法務大臣、林眞琴・



証拠開示のデジタル化を実現する会のWEB

検事総長あてに「証拠開示のデジタル化を求める要望書」を提出したことが報道されています。現状では、証拠開示をされた資料を活用するにも高額なコピー代がかかり、被告人（請求人）や弁護士に負担がのしかかっています。同会では、下記のウェブサイトです署名運動を呼び掛けています。

<https://www.change-discovery.org/>（「証拠開示のデジタル化を実現する会」）

#### 4、重要な段階を迎える事件に連帯した支援を

連絡会は、共通する課題で冤罪犠牲者の救済と冤罪をなくすための刑事司法改革、刑事施設に収監されている被収容者の処遇改善運動にとりくんできました。また、個別事件についても重要な段階を迎える事件や各事件の集会・現地調査等の成功にむけて協力してきました。引き続き、共通した課題での共同行動や相互の事件支援と連帯した運動をすすめます。\*加盟事件の現状と課題については、別紙の各事件報告をご参照ください。

とりわけ、以下の事件の支援について、再審・えん罪事件の全体の運動を押し上げるために、連帯したとりくみを強化します。

##### ① 袴田巖さんの再収監を許さない

最高裁第三小法廷への特別抗告から2年が経過しました。弁護団は、DNA鑑定問題などを含めて次々と特別抗告補充書を提出し、調査官との面会を求めています。最高裁は一切応じようとしていません。

袴田さんの再収監を許さず、死刑を阻止するためには、最高裁で再審開始を勝ちとることが必要です。



##### ② 日野町事件の再審開始決定の確定を！

大津地裁で再審開始決定を勝ちとった滋賀・日野町事件の即時抗告審では、裁判体が第1次再審請求を棄却した裁判長へ変更となることがわかり、迅速な抗議行動で、裁判体の変更を勝ち取りました。新たな裁判長のもとで迅速な審理が求められています。弁護団は、確定判決が認定した犯行時刻に関する法医学鑑定意見書を提出し、阪原弘さんにはアリバイがあり犯行は不可能であることを明らかにしてきました。



大阪高裁で日野町事件の再審開始を確定させることは、大崎事件最高裁決定の影響

響を跳ね返し、今後の再審運動を広げるうえでも大きな力となります。

### ③ 布川国賠裁判勝利で冤罪の原因と責任を明らかに

布川国賠訴訟は、昨年の総会決定でも画期的な成果が報告されました。昨年5月、東京地裁は偽計を用いた取調べや検察による証拠隠しの違法性を認め、警察、検察(茨城県と国)の責任を認める判決を言い渡しました。東京高裁の審理も12月



15日で結審となり、来春にも判決が予想されています。一審判決で勝ちとった成果を確定させ、違法な起訴や再審における証拠開示についてもその責任を認めさせることは、青木国賠裁判をはじめ今後の国賠裁判にも大きな影響を与えます。布川国賠裁判で東京高裁での勝訴判決を勝ち取るために共同行動を強化しましょう。

松橋国賠裁判は、宮田浩喜さんの死去により、遺族が引き継ぐ方向で弁護団と検討されています。湖東事件では、西山さんが国賠裁判を提訴する方向で準備中です。

これらの裁判を通じて、冤罪を生み出した原因を究明し、その責任を明らかにすることは極めて重要なたたかいです。

## 5、再審準備中の事件のオンライン経験交流会の開催

現在、福井・福井女子中学生殺人事件や北陵クリニック筋弛緩剤冤罪事件など、連絡会加盟の半数近くの事件が、再審請求をめざして活動しています。事件によっては、再審弁護団の組織から始めるところや、再審申立に必要な新証拠づくりで苦労している事件など、悩みや課題も様々です。各事件の現状と課題について情報交換し、他事件の経験や教訓を学び展望を切り開くための事件交流会を開催します。

## 6、事件の真実を学び、コロナ禍でも創意ある行動で支援を広げる

この間、コロナ禍の下で集会や現地調査を中止せざるを得ませんでした。しかし、こうしたなかでも、大崎事件、袴田事件ではインターネットに動画をアップし、クラウドファンディング(ネット募金)で呼びかけ、同時に事件支援を広げました。

弁護団では、クラウドファンディングで寄せられた募金を活用して、新たな鑑定の依頼や意見書の作成づくりに取り組んでいます。

コロナ禍の長期化も予想される中、これらの経験に学んで、これまで以上に創意ある活動を展開して支援を広げていきましょう。

## 7、無実の人びとを救う全国いっせい宣伝行動

「無実の人びとを救う！全国いっせい宣伝行動」は、国民救援会と共催で毎年5月20日の白鳥決定に合わせておこなわれ、現在では春と秋の年2回の行動が全国的に定着しています。今春は、コロナ禍における厳しい条件の下でも各地で創意ある行動が展開されました。ホームページでは、冤罪事件に関する動画なども視聴できるように改善しました。引き続き、冤罪事件の実態を広く市民に伝え、共感と理解を広げるために、国民救援会と協力してすすめます。



いっせい宣伝に活用したビラ

## 四 再審法改正をめざす運動

再審法改正をめざす運動は、新型コロナウイルス感染拡大にともない予定されていたシンポジウムや国会議員への要請行動など、中止をせざるを得ませんでした。

再審法改正をめざす市民の会では、せっかく盛り上がってきた改正運動のエネルギーを止めてはいけないうと、YouTube ライブを活用したWEBセミナーなどインターネットを活用したイベントが取り組まれ、従来の支援運動の枠を超えて運動を広げる努力が重ねられています。



好評を博している「市民の会」のWEBセミナー

また、国民救援会を中心とした再審法改正に関する地方議会意見書採択運動は、奈良や茨城などでの経験に学び、各地で学習会や地方議会への働きかけが行われています（9月30日現在35議会で採択）。支援事件での具体例を挙げながら、議員への要請を丁寧におこなうことで、再審法改正の必要性はもとより、冤罪事件の支援活動への共感が広がっています。

また、日弁連では昨年の人権大会で再審法改正をめざす決議が全員一致で採択され、「再審法改正に関する特別部会」を設置。国会議員への要請行動などが取り組まれています。冤罪犠牲者の会も当事者の立場から、再審法改正の必要性を訴えています。

このように、かつてなく再審法改正をめざす運動が幅広く取り組まれつつあり、この絶好の機会を機敏にとらえて、各団体とも共同して法改正運動を推進していきます。

引き続き、国民救援会と協力して学習会の開催、宣伝、啓蒙活動、地方議会の意見書採択運動に取り組みます。また、個人署名のとりくみも他団体と共同してすすめるようにします。

## 五 刑事施設被収容者の処遇に関して

### 1、新型コロナウイルス感染対策における人権の尊重

新型コロナウイルス感染症の拡大は、刑事施設に収容されている人々の健康や施設内での生活に深刻な影響を与えています。

法務省は 4 月 7 日、政府の「新型コロナウイルス感染対策・緊急事態宣言」を受け、当初「宣言」の対象区域となる 7 都府県 38 カ所の施設において、勾留されている被告人や受刑者について弁護人以外との面会を制限する措置を行いました。さらに 4 月 16 日には、「特定警戒都道府県」に指定された 13 都道府県 71 カ所の刑事施設まで拡大し、同様の制限が指定解除されるまでおこなわれました。

その頃、連絡会には刑務所、拘置所に収監されている当事者や家族、支援者から新型コロナウイルス感染への不安と、面会制限によって外部交通が一方向的に遮断されたことに対する抗議の意見や、収容者に対する特別定額給付金の申請手続きなどの相談が寄せられました。

とりわけ面会は、収容者にとって家族や友人・知人との人間関係の維持や、外部の情報を得る重要な機会です。ましてや、新型コロナウイルスの感染拡大が日々憂慮され、相互に家族や知人の安否を気遣うのは当然です。それが、1 カ月以上にわたって面会等を禁止することは行き過ぎた制限であり許されません。

連絡会と国民救援会は、こうした当事者と家族の切実な訴えに応じて 4 月 27 日に法務大臣と矯正局長に対して、新型コロナウイルス感染拡大の下での被告人、受刑者等の生命と健康の確保及び基本的権利の保障（とりわけ家族、支援者の面会制限の是正処置）を求める緊急要請を行いました。

その後、「特別定額給付金」について、刑事施設の被収容者も給付対象であることから、各刑事施設においても告知が行われました。ところが、この活動を通じてあらたな課題が明らかにされました。

例えば、高齢の被収容者 Y さんは、入所前に住んでいた A 市役所に給付金申請書の送付を依頼したところ、住民基本台帳から「職権消除」されているため、当市の特別給付金を受給することが出来なかった。そこで、支援者が仲介して、現在入所している施設の所在地である B 市に住民登録することで、給付金を申請することが出来ました。

被収容者が住民登録の再登録という重要な公的手続きをするのに、本来なら刑務所は協力的であって当然なのではないか。ところが、一事が万事、刑務所の日常的な規則が壁になって、手続の進行の障害となっています。そもそも、今回、特別定額給付金申請のことがなければ、Y さんは出所するまで自分の住民登録が「職権消除」されてしまっていることを知らなかったのです。住民票は、被収容者が満期出所後に社会で暮らすために、住居の確保や生活保護の申請など社会保障の手続きにとって不可欠です。

このように元の住民登録地に家族のない人が長期受刑者になった場合、出所時まで

住民登録が職権消除されてしまうケースは、これまでも相当数あると考えられます。社会生活に必要な基本的な制度や手続き（住民票の異動、年金など）については、入所前のガイダンス（分類手続）できちんと教育を行うとともに、個々の被収容者にとっては即座に理解できないこともあると思われるので、各刑事施設において懇切丁寧な説明と援助をおこなうことを徹底することを引き続き、法務省に対して要請していきます。

## 2、刑事施設等における熱中症対策を求める

昨年の総会では、刑務所等での熱中症対策の必要性が強調されました。連絡会としては、毎年おこなわれている「司法総行動」に参加して、この問題を法務省交渉でテーマとして取り上げてきました。

気候変化の激しい今日では、学校や生活保護世帯でもエアコンは必需品となっています。刑事施設の被収容者が全体として高齢化しており、エアコン設備なしでの生活は生命の危険にも及びます。今年の司法総行動には、15年7月、和歌山刑務所で「単独室」と呼ばれる部屋で労務作業中に倒れた40代男性被収容者が熱中症で死亡、18年7月には名古屋刑務所で40代の男性被収容者が熱中症で死亡している事例を挙げて改善を求めました。

その行動後、千葉刑務所に収監されている小石川事件の伊原康介さんは、熱い中で自動車の部品を作る溶接作業をおこなうなかで熱中症となり、その後も後遺症として頭痛や動悸などが続いていることが10月の支援者との面会を通じて判明しました。施設内部の診察では異常はないと判断されましたが、弁護団、支援者が外部の病院での診察を要求し、その後実現させました。現在、伊原さんの体調は回復に向かっていると報告されています。

現在、刑事施設では、エアコン設備はなく、経口保水剤の配布、午後1回30秒のシャワー、拭身などの回数を増やす対策がとられていますが、熱中症対策としてはまだまだ不十分な状況です。そもそも懲役刑のような自由刑は、被収容者の『自由』を奪うことを認めても、健康を奪うことまでは認めていません。受刑によって被収容者の健康が害されるとすれば、重大な人権侵害といえます。早急に各刑事施設にエアコン設備を取り付けることを求めています。

## 六 死刑制度問題

去る11月17日に、人権問題を扱う国連総会の第3委員会において、「死刑執行の一時停止を求める決議」が120カ国の賛成により採択されました。反対したのは、日本を含め39カ国、棄権は24カ国です。国連総会における同様の決議は、2007年12月以来繰り返し採択されており、今回の決議は8回目になっているにもかかわらず、日本は一貫してこの決議に反対しています。死刑執行の停止状況にあった韓国は、今回は採決で賛成を表明しました。

2017年7月以降、再審請求中の者の死刑執行が繰り返されています。死刑執行後に冤罪が判明しても、失われた命を取り戻すことはできません。

引き続き、これまでの総会の方針に基づき死刑廃止に向けて、日弁連や「死刑廃止を求める市民会議」のとりくみに協力して運動をすすめます。

## **七 国際人権規約を大いに生かそう**

自由権規約などの国際人権条約を批准している日本ですが、条約を守っていない実態が広範に存在します。今年10月に予定されていた自由権規約委員会での第7回日本政府審査はコロナ禍で延期となりました。引き続き、国際人権活動日本委員会や国民救援会と協力して、日本の遅れた人権状況の大幅な改善を求めます。

同時に、自由権規約などの人権条約やこれまで出された勧告等を学び活用して、事件支援をいっそう強めます。

## **八 連絡会の組織、財政活動の総括と今後の活動方針**

### **1、活動全体としての総括**

この間、「再審・えん罪事件全国連絡会ニュース」の隔月発行をめざし、この一年間にニュースを5回発行することができました。

全国連絡会の果たすべき役割は大きく、その期待に応えるためにも組織的な強化が求められています。引き続き、各支援団体と弁護団との協力関係を強め、情報発信を強めていきます。各事件からのご意見や活動報告、裁判の進行状況について情報提供をお願いします。

また、冤罪事件に対する国民の関心の高まりを背景として、加盟事件の勝利をめざし、国民救援会はもとより各弁護団や研究者、他の人権NGOなどと協力・共同関係を強め、国民の目に見える活動を繰り返し、社会的発信を強化します。

### **2、事務局会議の開催と運営、ZOOM、メーリングリストの活用**

事務局会議は、基本的に毎月1回開催し、各事件の動きを掴むように努めてきました。

しかし、連絡会事務局は、現在は首都圏の支援組織を中心に構成されていることから、情報が限られています。ぜひ、各支援組織のニュースや情報を提供してください。各地の支援活動や裁判の状況を共有し、議論を充実させます。

また、毎月の事務局会議での議論や決定事項を運営委員はじめ各支援組織に情報を共有し、連絡会の日常活動をさらに豊かにするために、新たに運営委員のメーリングリストを設置します。ぜひ、メーリングリストへの登録にご協力をください。

なお、ネットを活用できない支援団体もあるので、重要事項については別途連絡や情報の共有化に努めます。

この間、コロナ禍のなかでZOOMなどネットを活用したリモート会議も普及しています。これまで、交通費など財政的な理由などで運営委員会が開催できていませんでした。ネットを活用して運営委員会を開催します。

### 3、ニュースの発行、ホームページの充実

各支援組織からのニュースや資料、その他情報提供を受けて、「再審・えん罪事件全国連絡会ニュース」やホームページ等で掲載し、裁判の情報や活動の経験を紹介して、相互に学びあいながら活動をすすめてきています。

ニュースは、隔月年6回の発行をめざし、紙面の充実に努めます。

今後、加盟組織と事務局の連携を強めるために、事務局員と各事件の運営委員のメーリングリストを活用して、情報共有の迅速化を図るなど改善をはかります。



充実をめざし改善した当連絡会のWEBサイト

ホームページについては、現在のホームページの容量や、もともとの設計の問題点も指摘されており、今期は一定の予算措置をとってホームページをリニューアルしました。

今回のリニューアルの特徴点は、スマートフォンやタブレットからもアクセスできる仕様に改善したことです。今、多くの人が日々スマホなどから情報を入手する状況です。とりわけ若者にも冤罪事件を考えてもらえる手段として改善したことが大きな特徴です。

引き続き、情報の発信の強化と共有化を促進していきます。各事件からもメールなどで積極的な情報提供をお願いします。とりわけ、各地の行動や裁判の動きを短い記事でもかまいませんので、写真を添えて送ってください。

### 4、連絡会への加入の働きかけなど

前回総会以降、国民救援会が支援している冤罪事件支援組織へ加盟の要請をおこなってきました。今期、新たな加盟事件はありませんでした。来期は、松橋事件、湖東事件などが再審無罪となり加盟団体から卒業します。両事件も国賠裁判という新たなたたかいは開始していますので、引き続き加盟を呼びかけます。

また、この間の運動の前進のなかで、支援の相談や裁判への助言を求める手紙などが多数寄せられるようになりました。事務局では、連絡会の目的、会則にもとづいて対応しています。

## 5、財政・カンパ活動・賛助会員の拡大

### ① 財政報告

当日、財政資料を報告し、承認を得ました。引き続き、財政の健全な執行に努めます。

### ② 事件や賛助会員からの分担金・会費の集金について

分担金納入の促進。また、賛助会員についても会費の請求をきちんと行うことが大切であり、そのために事務局会議で、必要に応じて納入状況の到達を明らかにし、議論するようにします。

### ③ 年末救援統一募金のとりくみ

毎年、年末救援統一募金を国民救援会と共にとりくんでいます。今年度も昨年度集約した分について、国民救援会から連絡会と各支援団体に配分されました。

### ④ 独自のカンパ活動と賛助会員拡大のとりくみ

「再審・えん罪事件全国連絡会ニュース」にカンパの訴えや賛助会員募集の訴えを掲載し、加盟事件の協力も得ながら、賛助会員の拡大にとりくみます。

## 6、冤罪関係の書籍を普及しよう

連絡会事務局では、各事件をテーマにした書籍や冤罪事件の救済に役立つと思われる書籍などを紹介し、普及に務めてきましたが、今期はコロナ禍の影響を受けて学習会や集会などが中止となり、書籍等の普及ができませんでした。

昨年、燦燈出版社から「冤罪白書2019」が発行され、来年1月には「冤罪白書2020」が発売されます。昨年の刑事司法をめぐる特徴や課題が提示され、再審をめぐる論文が多数掲載されています。引き続き、各支援組織でも普及に協力をお願いします。

事務局でも、各事件に関連する著作や冤罪関係の書籍を紹介し、学習活動を推進します。

## 7、次期役員体制の提案

次期役員については、代表委員、運営委員（各支援組織からの推薦）、事務局長、事務局次長を選出しました。

\*別紙の今期の役員体制をご覧ください。

## 役員体制

代表委員	秋山 賢三 (元裁判官、弁護士)
	白取 祐司 (神奈川大学教授)
	新倉 修 (青山学院大学名誉教授、弁護士)
	本藤 修 (日本国民救援会副会長)
事務局長	瑞慶覧 淳 (日本国民救援会副会長)
事務局次長	中澤 宏 (布川事件国賠支援する会事務局長)
運営委員	新吉田 進悟 (日本国民救援会中央本部事務局)
	伊賀カズミ (関西えん罪事件連絡会)
	稲留 淳子 (大崎事件原口アヤ子さんの再審をめざす会)
	今井 恭平 (なくせ冤罪！市民評議会)
	落合 修 (名張事件全国の会)
	木原 和治 (福井女子中学生殺人事件 前川彰司さんを守る福井の会)
	客野美喜子 (なくせ冤罪！市民評議会代表)
	坂屋 光裕 (日本国民救援会中央本部 事務局次長)
	佐久間光男 (小石川えん罪事件の再審を支援する会)
	佐野 邦司 (袴田事件、国民救援会静岡県本部)
	高馬 士郎 (えん罪・神戸質店事件を支援する会)
	立垣 初男 (花田郵便局事件 ジュリアスさん(仮名)を守る会)
	田中 哲夫 (名張事件全国の会)
	長沼 俊郎 (仙台筋弛緩剤冤罪事件宮城の会)
	長谷川信夫 (えん罪日野町事件再審無罪を求める会)
	藤澤 仙芳 (特急あずさ窃盗冤罪事件の無実を勝ちとる会)
山岡 良右 (長生園不明金事件の真相を究明する会)	
脇田 吉隆 (憲法学者・名張事件全国の会)	
渡辺 達郎 (えん罪・豊川幼児殺人事件 田邊さんを守る会)	

その他加盟事件で総会までに推薦がなかった団体については、当該の団体からの推薦によって運営委員を認めるということで提案します。

事務局員	犬田 求 (国民救援会九十九里地域支部会員)
	鈴木 研二 (大崎事件首都圏の会)
	高橋 満 (北陵クリニック冤罪事件神奈川の会)
	田戸 俊秀 (神奈川県本部顧問)
	戸賀 輝彦 (北陵クリニック事件千葉守る会)
	中村 文子 (名張事件東京守る会事務局)